

公布された規則のあらまし

○佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則（規則第 52 号）

- 1 この規則は、佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 埋立て等に用いる土砂等の安全基準等を定めることとした。（第 4 条関係）
- 3 特定事業許可を受けずに特定事業を行うことができる公共的団体を定めることとした。（第 5 条関係）
- 4 特定事業許可を受けずに行うことができる土砂等の埋立て等を定めることとした。（第 6 条関係）
- 5 特定事業許可の申請等に関し必要な事項を定めることとした。（第 7 条、第 8 条、第 10 条～第 12 条関係、第 17 条及び第 18 条関係）
- 6 特定事業が完了した場合に適合しなければならない基準を定めることとした。（第 9 条関係）
- 7 土砂等管理台帳に関し必要な事項を定めることとした。（第 13 条関係）
- 8 特定事業の廃止の届出等に関し必要な事項を定めることとした。（第 15 条及び第 16 条関係）
- 9 その他所要の事項を定めることとした。
- 10 この規則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行することとした。
- 11 条例第 8 条第 1 項により行う特定事業の許可の申請に関する手続は、この規則の施行前においても、第 8 条の規定の例により行うことができることとした。（附則第 2 項関係）